Web 年金広報
2026年 11 月号
Vol.164（通巻809号）

発行所 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281 FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

ねんきん最前線
市区町村 VOICE

埼玉県新座市 いきいき健康部国保年金課国民年金係

市民課との連携で転入者を漏れなく国民年金係に誘導。的確な届出・納付勧奨や前納案内により、令和8年度厚生労働大臣表彰を受賞。

新座市の国民年金業務は、年金係長1名、正規担当職員3人の合計4名 （2026年10月1日現在）で行っている。
新座市の人口は16万6,243人。65歳以上の高齢者率が約25%を占める。高校生までを対象とした医療費助成など、子育て世帯向けの支援に力を入れており、都心にアクセスしやすくや治安の良いことなどから、住みやすいまちとしてファミリー層に人気がある。大臣表彰の対象となった取り組みや今後の課題について、いきいき健康部国保年金課国民年金係の小竹直樹係長に話を聞いた。



2018年1月に完成した新座市庁舎。

「新座市ってどんなところ？」



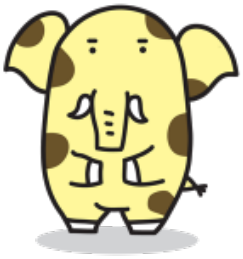
新座市は、都心から約25Kmの埼玉県南端に位置する。東京都（練馬区・清瀬市・東久留米市など）と隣接し、池袋から電車で約20分と通勤･通学に便利なまちとして人気がある。また、武蔵野の面影を残す雑木林や、「平成の名水百選」に選ばれた妙音沢、川越藩主・松平伊豆守信綱が作った野火止用水など、豊かな自然や歴史的資産に恵まれており、特に平林寺の雑木林は国の天然記念物に指定され、市のマスコットキャラクターにもなっている。また、3大学（跡見学園女子大学、十文字学園女子大学、立教大学）が所在する落ち着いた文教都市でもある。市の将来都市像「未来もずっと 暮らしに『プラス』が生まれる豊かなまち 新座」の実現に向けて、行政・企業・市民一丸となってまちづくりに取り組んでいる。

●人　口　　合計 166,243人
うち、20～59歳は86,351人、
65歳以上は42,495人
（2026年1月1日現在）

●国民年金第１号被保険者数　合計 19,719人　うち、任意加入被保険者340人
（2026年3月31日現在）

●国民年金保険料免除者数　合計 8,181人　うち、法定免除1,705人
申請免除3,172人 ＜全額免除2,765人、一部免除407人＞
納付猶予874人、学生納付特例2,430人
（2026年3月31日現在）

●国民年金受給者数　老齢基礎年金 39,552人、障害基礎年金 2,267人、遺族基礎年金 261人
（2026年3月31日現在）



新座市のマスコット
キャラクター
「ゾウキリン」

転入届に来庁した人を漏れなく国民年金係に誘導

――国民年金事業功績の厚生労働大臣表彰受賞、おめでとうございます。賞をとられた取り組みについて詳しくお聞きしたいのですが、転入手続きに来庁された方を漏れなく国民年金係に誘導したことについて、具体的にどのような体制を構築されたのでしょうか？

小竹係長　転入手続きを行う市民課と連携をとっています。「住民異動届」は複写形式になっており、そこで国民年金第1号被保険者や未加入者と確認された方には必ず国民年金係にも行くように伝えていただいています。また、「転入された方へ」（**図1**）をお渡しして、自分に必要な手続きがひと目でわかるようにしています。

――そのような方に対して国民年金係ではどのようなことをお伝えしますか？

小竹係長　まず国民年金係に設置してあるウインドマシンでその方の加入状況を調べて、未納期間がある人や国民年金への加入手続きをしていない方には、状況に応じて免除申請や加入手続きをご案内しています。手続きに応じた方にはその場で申請用紙に必要事項を記入していただき、何度も来庁する必要が無いようにしています。

――このような取り組みで納付率はどれくらい向上しましたか？

小竹係長　前年度の納付率と比較して2ポイント以上向上しました。

＜図1＞　「転入された方へ」

（表面）



転　入　さ　れ　た　方　へ

転入届がお済みになりましたら、下記の表に該当される方は各担当課で手続をしてください。

項　目		内　容	持　ち　物	担　当　課
□ 国民健康保険・国民年金の加入 会社などの健康保険、厚生年金、共済年金に加入していない方		**国民健康保険の加入** 勤務先（本人・扶養）等の保険証がない方	○本人確認ができる書類 ○資格喪失証明書または離職証明書等	国保年金課 〈1階〉
		国民年金の加入 20歳以上60歳未満で、厚生年金・共済年金等に加入していない方	○年金手帳 ○本人確認ができる書類 ○資格喪失証明書又は離職証明書等	
		帰国に伴う国民年金の手続き 海外にいながら国民年金に加入していた方	○年金手帳 ○本人確認ができる書類	
お子さんがいる方	□ 高校3年生まで	**児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費** 該当する方	○詳細は担当課へ	こども支援課 〈2階〉
		こども医療費の申請 こども医療費を助成します。	○健康保険証等（対象の子どもの名前が記載<予定>されているもの） ○普通預金通帳（申請者名義のもの）	
		児童手当の申請 高校３年生までの児童を養育している方	○健康保険証等（「私学共済」以外の「共済組合」に加入中の方） ○普通預金通帳（申請者名義のもの） ○その他必要書類については担当課へ	
	□ 小・中学校へ通学	**転入学の手続** 小・中学校に在学している児童・生徒がいる方	○在学証明書 ○教科書給与証明書	学 務 課 〈第二庁舎 2階〉
	□ 放課後児童保育室（学童）の利用を（希望）する方	**放課後児童保育室（学童）利用の申請**	○マイナンバーカード又は個人番号が記載された住民票の写し及び本人確認ができる書類 ○口座番号が分かるものと銀行の届出印	保育課 〈2階〉
	□ 保育園・幼稚園の利用を（予定）している方	**保育園・幼稚園利用の申請** 保育園・幼稚園に在園している又は入園希望の児童がいる方	○マイナンバーカード又は個人番号が記載された住民票の写し及び本人確認ができる書類（保育園利用の方のみ） ○口座番号がわかるものと銀行の届出印（保育園の2歳児クラス以下に在園している児童がいる方のみ）	

（裏面）

□ 障がいのある方	**身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方** **各種支援の手続**	○所持している手帳 ○印鑑 ○マイナンバーカードまたは通知カード ○自立支援医療受給者証 ○健康保険証（申請者のもの） ○普通預金通帳（申請者名義のもの）	障がい者福祉課 〈1階〉
□ 高齢者がいる方	**後期高齢者医療制度の手続** 75 歳以上の方または 65 歳から 74 歳で障がい認定を受けている方	○本人確認ができる書類 ○負担区分証明書、所持している障がい者手帳等（県外から転入された方）	長寿はつらつ課 〈1階〉
	介護保険の手続 65 歳以上の方または 40 歳から 64 歳で介護認定を受けている方	○受給資格証明書（前住所地で介護認定を受けていた方）	介護保険課 〈1階〉
□ 原動機付自転車（125cc 以下） 小型特殊自動車 ミニカーをお持ちの方	**新座市に置き場を移した車両の登録手続** ※新座市で、前住所地の登録の抹消（廃車）手続を同時に行えます。ただし、ナンバープレート、標識交付証明書をお持ちでない方は、前住所地で抹消手続をしてください。	○標識交付証明書又は廃車証明書 ○本人確認ができる書類 ○ナンバープレート	課税課 〈2階〉
□ 水道使用開始	**使用開始手続** **※来庁のほか、電話や電子申請（市 HP から）でも、水道使用開始届の手続きができます。**	○新しい住所がわかるもの ○口座番号がわかるものと銀行の届出印（口座払いを希望される方）	新座市水道 お客様センター 〈第二庁舎 4階〉
□ 妊娠中の方 （要予約） 市HP	**妊婦健康診査助成券の交換** 助産師による面接実施のため受付時間は、 **9時~12時、13時~16時30分**となります。 予約をされた時間にお越しください。 ※空きがあれば、当日電話(048-481-2211)予約も可能です。不明点は、保健センターにお問い合わせください。	○母子健康手帳 ○（前住所地の）妊婦健康診査助成券	保健センター (048-481-2211)
□ 犬を飼っている方	**前住所地で犬の登録をしている場合、新座市での登録手続が必要です。** ※マイクロチップを装着していて、環境省データベースに情報登録している場合は、環境省データベースの登録情報の書き換えを行ってください。環境課窓口での手続はありません。	○前住所地の鑑札 ※鑑札の交付手続の際、前住所地の鑑札を忘れた場合は前住所地への確認を行うため、手続にお時間がかかります。ご了承ください。	環境課〈3階〉

納付期限一覧表を作成して前納について分かりやすく伝える

――大臣表彰となったもう一つの取り組みに保険料の納付期限一覧表の作成がありますが、具体的に教えてください。

小竹係長　国民年金保険料の前納制度をもっと利用していただきたいと考え、「国民年金保険料納付期限一覧表」（**図2**）を作成しました。2年前納、1年前納について、各月の納付額、割引額、納付期限などが記載されており、1年の途中で加入した方もわかりやすいように配慮しました。前納に関心がある方にお見せして、前納の利点、注意点を正確に周知するようにしています。

――前納制度を利用している方はどれくらいいますか？

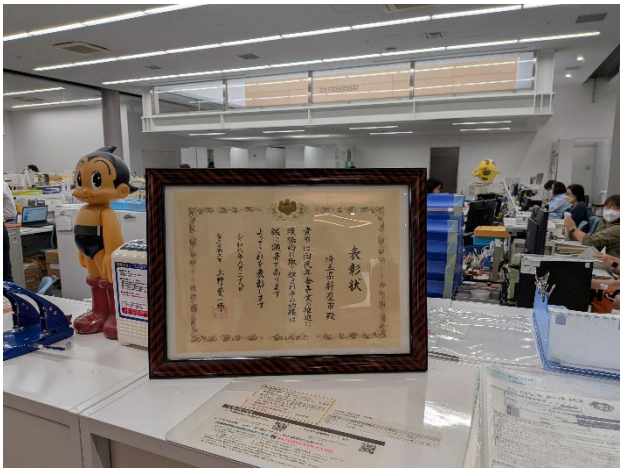
小竹係長　市の窓口受付分ですと、令和6年は141名の方、令和7年は94名でした。もっと多くの方に前納制度について知っていただきたいと思っています。

――制度の周知について、他に活用しているものはありますか？

小竹係長　新座市では「広報にいざ」という広報紙を発行しており、市民の方に配布するとともに、ホームページにも掲載しています。必ず1件は年金制度に関する記事を掲載し、年金制度の広報に当てています。4月は保険料について、7月号は免除制度について、2月は前納制度について、というようにその時期ふさわしいテーマを決めています。



1階にある国民年金の窓口



この度受賞した厚生労働大臣表彰の表彰状。

＜図2＞　「令和8年度国民年金保険料納付期限一覧表」

令和8年度国民年金保険料納付期限一覧表

令和８年度保険料　17,920　（口座早割　17,860　△60）　単位(円)
令和９年度保険料　18,290

令和１０年３月までの期間を前納する場合（２年前納）

納付月	月数	定額合計	現金・カード前納			口座前納			前納納期限	納付期限
			前納額	割引額	付加	前納額	割引額	付加		
４月	24 か月	434,520	418,510	16,010	9,250	417,150	17,370	9,220	R8. 4. 30	—
５月	23 か月	416,600	401,910	14,690	8,880	400,590	16,010	8,850	R8. 6. 1	—
６月	22 か月	398,680	385,240	13,440	8,500	383,990	14,690	8,480	R8. 6. 30	—
７月	21 か月	380,760	368,530	12,230	8,130	367,320	13,440	8,100	R8. 7. 31	—
８月	20 か月	362,840	351,750	11,090	7,760	350,610	12,230	7,730	R8. 8. 31	—
９月	19 か月	344,920	334,930	9,990	7,380	333,830	11,090	7,360	R8. 9. 30	—
１０月	18 か月	327,000	318,040	8,960	7,000	317,010	9,990	6,980	R8. 11. 2	—
１１月	17 か月	309,080	301,110	7,970	6,630	300,120	8,960	6,600	R8. 11. 30	—
１２月	16 か月	291,160	284,110	7,050	6,250	283,190	7,970	6,230	R9. 1. 4	—
１月	15 か月	273,240	267,060	6,180	5,860	266,190	7,050	5,850	R9. 2. 1	—
２月	14 か月	255,320	249,960	5,360	5,480	249,140	6,180	5,460	R9. 3. 1	—
３月	13 か月	237,400	232,800	4,600	5,100	232,040	5,360	5,080	R9. 3. 31	—

令和９年３月までの期間を前納する場合（１年前納）

納付月	月数	定額合計	現金・カード前納			口座前納			前納納期限	納付期限
			前納額	割引額	付加	前納額	割引額	付加		
３月	13 か月	232,020	228,040	3,980	5,100	227,300	4,720	5,080	R8. 3. 31	R8. 4. 30
４月	12 か月	215,040	211,220	3,820	4,710	210,530	4,510	4,700	R8. 4. 30	R8. 6. 1
５月	11 か月	197,120	193,940	3,180	4,330	193,300	3,820	4,310	R8. 6. 1	R8. 6. 30
６月	10 か月	179,200	176,590	2,610	3,940	176,020	3,180	3,930	R8. 6. 30	R8. 7. 31
７月	9 か月	161,280	159,190	2,090	3,550	158,670	2,610	3,540	R8. 7. 31	R8. 8. 31
８月	8 か月	143,360	141,730	1,630	3,160	141,270	2,090	3,150	R8. 8. 31	R8. 9. 30
９月	7 か月	125,440	124,220	1,220	2,770	123,810	1,630	2,760	R8. 9. 30	R8. 11. 2
１０月	6 か月	107,520	106,650	870	2,380	106,300	1,220	2,370	R8. 11. 2	R8. 11. 30
１１月	5 か月	89,600	89,020	580	1,990	88,730	870	1,980	R8. 11. 30	R9. 1. 4
１２月	4 か月	71,680	71,330	350	1,590	71,100	580	1,590	R9. 1. 4	R9. 2. 1
１月	3 か月	53,760	53,580	180	1,200	53,410	350	1,190	R9. 2. 1	R9. 3. 1
２月	2 か月	35,840	35,780	60	800	35,660	180	800	R9. 3. 1	R9. 3. 31
３月	1 か月	17,920	17,920	0	400	17,860	60	400	R9. 3. 31	R9. 4. 30

外国人対応にはスマートフォンのアプリケーションを活用

――ところで、新座市でも外国の方は増えていますか？

小竹係長　増えています。一番多いのが中国人です。ベトナム、フィリピン、ネパールから来られる方も増えています。多くの方は就職で来られる方ですが、新座市には跡見学園女子大学、十文字学園女子大学、立教大学があり留学生を受け入れていますから、学生の方もいらっしゃいます。留学生の場合は、職員の方が引率して数人単位で手続きにいらっしゃることが多いです。

――外国の方に年金制度のことを説明するときはどうされていますか？

小竹係長　私は英語が話せるので直接説明します。それ以外の外国語にはスマートフォンの通訳アプリを使用しています。日本年金機構でも通訳サービスを展開していますが、第3者の介入が必要のため時間がかかることからスマートフォンの一般的な通訳アプリを活用しています。

――外国人の方に対応して課題はありますか？

小竹係長　いろいろな国の方がいらっしゃって、それぞれの国で年金制度についての考え方が違います。日本の年金制度をどのように説明すればわかっていただけるか、本当に今の説明でわかっていただけたか、とても難しいことだと感じています。

学生に対する広報は今後の課題

――3大学があるとお聞きしましたたが、学生に対して加入のために何かされていますか？

小竹係長　学生納付特例制度のことも含めもっと広報していかなければならないのですが、広報の方法やセミナーの在り方は今後の課題です。もっと積極的な働きかけが必要だと考えています。

――日本年金機構でも令和8年度の事業計画の重要課題としているデジタル化についてはいかがですか？

小竹係長　年金額を知りたいと問い合わせがくることがありますが、ねんきんネットやマイナンバーカードを使ってご自身のデータを見ることができますので、デジタルツールのことも広報していきたいと思います。また、電子申請も多くの方に使っていただきたいと思います。

年金事務所とは今後も連携を深めたい

――年金事務所との関係はいかがでしょうか？

小竹係長　新座市を管轄する川越年金事務所は、新座市以外に、川越市、東松山市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市 入間郡(所沢年金事務所管内の地域を除く)、比企郡と広域を管轄しています。それでも毎日電話での質問には丁寧に対応していただき、良好な関係を保っています。今後もますます連携を深めていきたいと考えます。

――本日は、どうもありがとうございました。



左が国保年金課の橋本 孝課長、右が小竹 直樹国民年金係長。